

おくやみハンドブック

南相馬市



ご遺族の方へ

この度のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

南相馬市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

南相馬市

事前準備について

南相馬市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認



STEP 2

委任状について



STEP 3

おくやみコーナーの予約



STEP 4

各種手続きチェックリスト



該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。亡くなられた方についての質問にお答えいただくことで手続きの場所や必要な持ち物、窓口のご案内をしています。



URL:<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/7212>

STEP 5

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、南相馬市役所へお越しください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類**（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印**（※相続人代表または喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印**（※相続人代表または喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

※年金請求者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）

※各種手続きページの「必要なもの」を参照

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳または年金証書など）**

- 国民健康保険または後期高齢者医療制度の資格確認書**

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は国民健康保険加入者全員の資格確認書。

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病受領証など）。

- 介護保険被保険者証**

- 重度心身障がい者医療費受給者証**

- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**

本人確認書類について

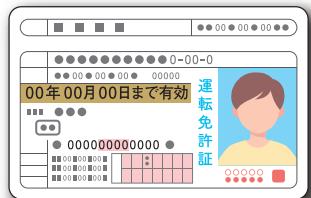
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、
パスポート、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類**

健康保険・介護保険・資格確認書、
医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



おくやみコーナーのご案内

南相馬市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみコーナー」を設置しています。

ご利用には、事前に電話や窓口での予約が必要です。

南相馬市おくやみコーナー

場所：南相馬市役所本庁舎 1 階 市民課

電話番号：**0244-24-5235**

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで
(土・日・祝休日・年末年始を除く)



おくやみコーナーでできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1ヶ所で完了することができます。

※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・
氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に
印字するため、書類の記載を省略できます。



●専用ブースで安心して相談できます

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (40 ページ参照) 	
4ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺言書の調査・ 遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 	(43 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (43 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告・納付 (44 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

南相馬市で必要な手続きについては8ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

各窓口での手続きの可否を示しています。

おくやみ：おくやみコーナー

担当部署：リスト記載の「担当部署」

区役所：各役所の市民総合サービス課

●：手続き可、△：一部可、×：不可、－：市での手続きはできません

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	ページ	おくやみ	担当部署	区役所	担当部署
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを持っていた	8	●	●	●	市民課 窓口サービス係
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた		●	●	●	市民課 窓口サービス係
年金	<input type="checkbox"/>	公的年金を受給していた（国民年金・厚生年金で共通の手続き）	9	●	●	●	市民課 保険年金係
	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	10 11	●	●	●	市民課 保険年金係
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた	11	—	—	—	年金事務所
	<input type="checkbox"/>	共済年金または私的年金に加入または受給していた	12	—	—	—	共済年金または私的年金
	<input type="checkbox"/>	障害者扶養共済制度に加入していた		●	●	●	社会福祉課 障がい福祉係
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	13	●	●	●	市民課 保険年金係
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険または後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入していた		—	—	—	各健康保険組合など
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入していた	14	●	●	●	市民課 保険年金係
	<input type="checkbox"/>	特定疾病療養受領証を持っていた		●	●	●	市民課 保険年金係
介護保険	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証を持っていた	15	●	●	●	長寿福祉課 介護保険係
	<input type="checkbox"/>	介護保険の負担割合証を持っていた		●	●	●	長寿福祉課 介護保険係
	<input type="checkbox"/>	介護保険負担限度額認定証を持っていた		●	●	●	長寿福祉課 介護保険係
子ども	<input type="checkbox"/>	子どもが保育園・幼稚園等に入園している	16	×	●	×	こども育成課
	<input type="checkbox"/>	子どもが児童クラブに入所している		×	●	×	こども家庭課 子育て支援係
	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	17	●	●	●	こども家庭課 子育て支援係

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	ページ	おくやみ	担当部署	区役所	担当部署
子ども	<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給資格証を持っていた	18	●	●	●	こども家庭課 子育て支援係
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	19	●	●	●	こども家庭課 子育て支援係
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	20	●	●	●	こども家庭課 子育て支援係
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療費受給証を持っていた	21	●	●	●	こども家庭課 子育て支援係
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当をこれから受給する	22	●	●	●	こども家庭課 子育て支援係
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療費助成をこれから申請する		●	●	●	こども家庭課 子育て支援係
	<input type="checkbox"/>	小・中学校の児童生徒の就学援助を受けたい	23	×	●	×	学校教育課 学務係
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳を持っていた	24	●	●	●	社会福祉課 障がい福祉係
	<input type="checkbox"/>	療育手帳を持っていた		●	●	●	社会福祉課 障がい福祉係
	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳を持っていた		●	●	●	社会福祉課 障がい福祉係
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	25	●	●	●	社会福祉課 障がい福祉係
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた		●	●	●	社会福祉課 障がい福祉係
	<input type="checkbox"/>	重度心身障がい者の医療費受給者証を持っていた		●	●	●	社会福祉課 障がい福祉係
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(更生病療・精神通院・育成医療)を持っていた	26	●	●	●	社会福祉課 障がい福祉係
	<input type="checkbox"/>	経過的福祉手当を受給していた		●	●	●	社会福祉課 障がい福祉係
	<input type="checkbox"/>	障害者扶養共済制度に加入していた		●	●	●	社会福祉課 障がい福祉係
	<input type="checkbox"/>	普通自動車を持っていた	27	—	—	—	東北運輸局
税金	<input type="checkbox"/>	軽自動車を持っていた		—	—	—	軽自動車検査協会
	<input type="checkbox"/>	原付バイクを持っていた	28	●	●	●	市民課 窓口サービス係
	<input type="checkbox"/>	126cc~250ccのバイク(軽二輪)を持っていた		—	—	—	東北運輸局

死亡に伴う各種手続きチェックリスト

(該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

各窓口での手続きの可否を示しています。

おくやみ：おくやみコーナー

担当部署：リスト記載の「担当部署」

区役所：各役所の市民総合サービス課

●：手続き可、△：一部可、×：不可、－：市での手続きはできません

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	ページ	おくやみ	担当部署	区役所	担当部署
税金	<input type="checkbox"/>	250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた	29	－	－	－	東北運輸局
	<input type="checkbox"/>	農耕用車両等の小型特殊自動車を持っていた		●	●	●	市民課 窓口サービス係
	<input type="checkbox"/>	市税が課されていた		●	●	△	税務課
ペット	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	30	●	●	●	環境政策課
市営住宅	<input type="checkbox"/>	市営住宅に単身で入居しており、その方が亡くなられた	31	－	－	－	建築住宅課 住宅係
	<input type="checkbox"/>	市営住宅の契約者がお亡くなりになり、引き続き家族が生活する場合		－	－	－	建築住宅課 住宅係
上下水道	<input type="checkbox"/>	原町区・小高区で水道を使用していた	32	●	●	×	水道課
	<input type="checkbox"/>	鹿島区で水道を使用していた		－	－	－	相馬地方広域水道企業団
	<input type="checkbox"/>	浄化槽の使用者を変更したい		●	●	×	下水道課 整備係
	<input type="checkbox"/>	浄化槽の使用を休止したい	33	●	●	×	下水道課 整備係
	<input type="checkbox"/>	浄化槽の使用を廃止したい		●	●	×	下水道課 整備係
	<input type="checkbox"/>	下水道区域で井戸水を使用していた		●	●	×	下水道課 業務係
森林の土地の所有権	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金または農業集落排水事業受益者分担金を納付中であった	34	●	●	×	下水道課 業務係
	<input type="checkbox"/>	森林を所有していた		●	●	×	農林整備課 林業係
	<input type="checkbox"/>	農業者年金に加入または受給していた		●	●	×	農業委員会事務局
農業者年金	<input type="checkbox"/>	農地を所有していた	35	●	●	×	農業委員会事務局
土地	<input type="checkbox"/>	定額タクシー「みなタク」の登録をしていた		●	●	●	生活環境課 市民生活係
交通	<input type="checkbox"/>		36				

1. 住民登録に関する手続き

◆マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの返納不要

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなられた場合、カードは自動的に廃止となります。この場合返納の必要はありません。	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先 市民課 窓口サービス係 ☎ 0244-24-5235

◆印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返納または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返納または破棄してください。	なし 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの <input type="checkbox"/> 印鑑登録証（カード）	問い合わせ先 市民課 窓口サービス係 ☎ 0244-24-5235

MEMO

2. 年金に関する手続き

◆ 公的年金を受給していた（国民年金・厚生年金で共通の手続き）

手続き① 年金の受給権者死亡届

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、年金の受給権者死亡届を年金事務所に提出する必要があります。ただし、日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が収録されている方は、原則として、提出を省略できます。	10日（国民年金は14日）以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 死亡診断書等の死亡の事実を明らかにできる書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書	ご遺族 問い合わせ先 市民課 保険年金係 0244-24-5233 お近くの年金事務所または街角の年金相談センター 0570-05-1165 (ねんきんダイヤル)

手続き② 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、亡くなれた月分までの年金については、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取ることができます。厚生年金を受給していた方は年金事務所または街角の年金相談センターへお問い合わせください。	受給権者の年金の支払日の翌月の初日から5年以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類または、世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金証書（省略可能な場合あり） <input type="checkbox"/> 戸籍謄（抄）本（省略可能な場合あり） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票（省略可能な場合あり） <input type="checkbox"/> 受取先金融機関の口座情報がわかる通帳等の写し（省略可能な場合あり）	亡くなられた方と生計を同じくしていた3親等以内の親族 問い合わせ先 市民課 保険年金係 0244-24-5233 お近くの年金事務所または街角の年金相談センター 0570-05-1165 (ねんきんダイヤル)

◆ 国民年金に加入または受給していた

手続き① 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が国民年金の被保険者等の場合や老齢基礎年金の受給権者等の場合、その方によって生計維持されていた子を持つ配偶者や、子のうち所定の支給条件を満たす方が受け取ることができます。	死亡日の翌日から 5年以内
必要なもの	<p>手続き可能な人</p> <p>子を持つ配偶者 または子</p> <p>問い合わせ先</p> <p>市民課 保険年金係 ☎ 0244-24-5233</p>
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの（年金手帳や基礎年金番号通知書等） <input type="checkbox"/> 請求される方のマイナンバー確認書類または、世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> 戸籍謄（抄）本（省略可能な場合あり） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票（省略可能な場合あり） <input type="checkbox"/> 請求者の収入が確認できる書類（省略可能な場合あり） <input type="checkbox"/> 子の収入が確認できる書類（省略可能な場合あり） <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し <input type="checkbox"/> 受取先金融機関の口座情報がわかる通帳等の写し <input type="checkbox"/> 請求される方の本人確認書類	

手続き② 国民年金死亡一時金の請求（受給せずに亡くなられた方）

手続き詳細	期 限
死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなられた場合は、その方と生計を同じくしていたご遺族が受け取ることができます。	死亡日の翌日から 2年以内
必要なもの	<p>手続き可能な人</p> <p>亡くなられた方と生計を同じくしていたご遺族</p> <p>問い合わせ先</p> <p>市民課 保険年金係 ☎ 0244-24-5233</p>
<input type="checkbox"/> 請求される方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの）または、世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> 戸籍謄（抄）本（省略可能な場合あり） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票（省略可能な場合あり） <input type="checkbox"/> 受取先金融機関の口座情報がわかる通帳等の写し <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの（年金手帳や基礎年金番号通知書等）	

2. 年金に関する手続き

◆ 国民年金に加入または受給していた

手続き③ 寡婦年金の請求 (60歳から65歳の妻がいる方)

手続き詳細	
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (ご遺族のもの)	死亡から5年以内
<input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類または基礎年金番号がわかるもの (ご遺族のもの)	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 戸籍謄 (抄) 本	継続した婚姻期間が10年以上ある妻
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの (年金手帳や基礎年金番号通知書等)	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 (省略可能な場合あり)	市民課 保険年金係
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 (省略可能な場合あり)	☎ 0244-24-5233
<input type="checkbox"/> 請求者の収入が確認できる書類 (省略可能な場合あり)	
<input type="checkbox"/> 受取先金融機関の口座情報がわかる通帳等の写し	
<input type="checkbox"/> 年金証書 (公的年金から年金を受けている場合)	

◆ 厚生年金に加入または受給していた

手続き 遺族厚生年金の請求

手続き詳細		期 限
遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が亡くなられた場合、一定の支給要件を満たす場合に、その方によって生計維持されていたご遺族が受けることができます。		支給事由が生じた日の翌日から5年
		手続き可能な人
		亡くなられた方と生計を同じくしていたご遺族
必要なもの	問い合わせ先	
年金事務所または街角の年金相談センターへお問い合わせください。		お近くの年金事務所 または街角の年金相談センター ☎ 0570-05-1165 (ねんきんダイヤル)

◆ 共済年金または私的年金に加入または受給していた

手続き 共済年金または私的年金の請求

手続き詳細	期 限
共済年金または私的年金（企業年金や個人年金など）に加入されていた方が亡くなられた場合、ご遺族の方が共済年金または私的年金から給付金や遺族年金などを受け取ることができます。	加入されていた共済年金または私的年金により異なる
必要なもの	問い合わせ先
加入されていた共済年金または私的年金へお問い合わせください。	各共済年金 各企業年金 各個人年金など

◆ 障害者扶養共済制度に加入していた

手続き 障害者扶養共済制度の年金支給請求

手続き詳細	期 限
障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合（障害者扶養共済制度）、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給するための請求が行えます。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> 受取先金融機関の口座情報がわかる通帳等の写し <input type="checkbox"/> 福島県心身障害者扶養共済制度加入証書	社会福祉課 障がい福祉係  0244-24-5241

MEMO

3. 保険に関する手続き

◆ 国民健康保険に加入していた

手続き① 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。 ※他の健康保険より支給が受けられる場合は、対象となりません。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 喪主の方の口座情報がわかる通帳等の写し <input type="checkbox"/> 会葬礼状や葬儀社発行の日程表など、喪主であることが確認できる書類（火葬のみの場合は、埋火葬許可書の写し） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の資格確認書（すでに処分された・紛失された場合は不要です。）	喪祭執行者（喪主） 問い合わせ先 市民課 保険年金係 ☎ 0244-24-5233

手続き② 限度額適用認定証等の返却

手続き詳細	期 限
国民健康保険の被保険者で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合には、認定証を返却していただく必要があります。 ※すでに処分された・紛失された場合は、返却は不要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証	ご遺族 問い合わせ先 市民課 保険年金係 ☎ 0244-24-5233

◆ 国民健康保険または後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入していた

手続き 健康保険の埋葬料の支給申請

手続き詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入している方が亡くなられた場合、ご遺族の方に埋葬料が支給される場合があります。加入されていた健康保険組合にご確認ください。	加入されていた健康保険組合にご確認ください。
必要なもの	手続き可能な人
加入されていた健康保険組合にご確認ください。	ご遺族 問い合わせ先 全国健康保険協会 各支部 各健康保険組合 各共済組合

◆後期高齢者医療制度に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合、市役所市民課または各区市民総合サービス課の窓口で返却していただく必要があります。 ※すでに処分された・紛失された場合は、返却は不要です。	なし 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 資格確認書	市民課 保険年金係 ☎ 0244-24-5233

手続き② 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。 ※他の健康保険より支給が受けられる場合は、対象となりません。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 喪主の方の口座情報がわかる通帳等の写し	葬祭執行者（喪主）
<input type="checkbox"/> 会葬礼状や葬儀社発行の日程表など、喪主であることが確認できる書類（火葬のみの場合は、埋火葬許可書の写し及び葬祭費支給申請に係る申立書）	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 喪主の方の本人確認書類（代理の方が来庁される場合は、喪主の方の本人確認書類の写し及び代理の方の本人確認書類）	市民課 保険年金係 ☎ 0244-24-5233

◆特定疾病療養受領証を持っていた

手続き 特定疾病療養受療証の返却

手続き詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなられた場合には、受療証を返却していただく必要があります。 ※すでに処分された・紛失された場合は、返却は不要です。	なし 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証	市民課 保険年金係 ☎ 0244-24-5233

4. 介護保険に関する手続き

◆ 介護保険被保険者証を持っていた

手続き 介護保険被保険者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が介護保険被保険者証を所持されていて、お手元にあれば返却ください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	どなたでも可
問い合わせ先	問い合わせ先
	長寿福祉課 介護保険係 ☎ 0244-24-5334

◆ 介護保険の負担割合証を持っていた

手続き 介護保険負担割合証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が負担割合証を所持されていて、お手元にあれば返却ください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証	どなたでも可
問い合わせ先	問い合わせ先
	長寿福祉課 介護保険係 ☎ 0244-24-5334

◆ 介護保険負担限度額認定証を持っていた

手続き 介護保険負担限度額認定証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が負担限度額認定証を所持されていて、お手元にあれば返却ください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	どなたでも可
問い合わせ先	問い合わせ先
	長寿福祉課 介護保険係 ☎ 0244-24-5334

5. 子どもに関する手続き

◆ 子どもが保育園・幼稚園等に入園している

手続き 保育園・幼稚園等の手続き

手続き詳細	期 限
保育園・幼稚園・認定こども園・小規模保育施設に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。 ※通園している園に届出をお願いします。	なし
必要なもの	問い合わせ先
□ 本人確認書類（ご遺族のもの）	こども育成課 ☎ 0244-24-5242

◆ 子どもが児童クラブに入所している

手続き 児童クラブの手続き

手続き詳細	期 限
児童クラブに登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。登録している児童クラブで手続きしてください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
	こども家庭課 子育て支援係 ☎ 0244-24-5215

MEMO

5. 子どもに関する手続き

◆児童手当を受給していた

【受給している保護者が亡くなられた場合】

手続き 児童手当の受給者変更・資格喪失の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。	死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 通帳またはキャッシュカードの写し(申請者のもの)	今後児童を養育する方
<input type="checkbox"/> 健康保険の内容が確認できるもの(申請者のもの)	問い合わせ先 こども家庭課 子育て支援係 ☎ 0244-24-5215

手続き 児童手当の未払い請求の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支給となっている児童手当について、当該児童に支払うことができます。	死亡した日の翌日から2年
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 通帳またはキャッシュカードの写し(当該児童のもの)	ご遺族 問い合わせ先 こども家庭課 子育て支援係 ☎ 0244-24-5215

【児童が亡くなられた場合】

手続き 児童手当の資格喪失・額改定等の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童手当の対象児童がいる場合は、額改定届(減額)の提出となります。	死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
	ご遺族 問い合わせ先 こども家庭課 子育て支援係 ☎ 0244-24-5215

◆子ども医療費受給資格証を持っていた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 子ども医療受給資格内容変更の手続き

手続き詳細	期限
子ども医療の受給者が亡くなられた場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 通帳またはキャッシュカードの写し（申請者のもの） <input type="checkbox"/> 健康保険の内容が確認できるもの（当該児童のもの）	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	こども家庭課 子育て支援係 ☎ 0244-24-5215

【児童が亡くなられた場合】

手続き 子ども医療費受給資格証の返却

手続き詳細	期限
子ども医療費受給資格証を交付されていた児童が亡くなられた場合、その児童の受給資格証は死亡日をもって失効となりますので、返却してください。	死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 子ども医療費受給資格証	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	こども家庭課 子育て支援係 ☎ 0244-24-5215

MEMO

5. 子どもに関する手続き

◆特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば、後日、受給者変更の手続きが必要となります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（申請に関係する全ての方のもの） <input type="checkbox"/> 通帳またはキャッシュカードの写し（請求児童または指定受取人のもの）	今後児童を養育する方 問い合わせ先 こども家庭課 子育て支援係 ☎ 0244-24-5215

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当の資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。ほかに特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続きとなります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
なし	ご遺族 問い合わせ先 こども家庭課 子育て支援係 ☎ 0244-24-5215

MEMO

◆児童扶養手当を受給していた

【受給している保護者が亡くなられた場合】

手続き 児童扶養手当の受給者死亡・未支払手当請求の手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、受給者死亡届（未支払手当請求書）を提出してください。未支給となっている児童扶養手当がある場合、当該児童または指定代理人に支払うことができます。 また、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。申請については、22ページ「児童扶養手当をこれから受給する」をご確認ください。	死亡から14日以内
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通帳またはキャッシュカードの写し（請求児童または指定受取人のもの） <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書（全部停止の方は不要） <input type="checkbox"/> 印鑑（指定代理人が受領する場合）	こども家庭課 子育て支援係 0244-24-5215

【児童が亡くなられた場合】

手続き 児童扶養手当の資格喪失・額改定等の手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合、資格喪失届を提出してください。ただし、故人のほかに児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	死亡から14日以内
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書（全部停止の方は不要）	こども家庭課 子育て支援係 0244-24-5215

MEMO

5. 子どもに関する手続き

◆ ひとり親家庭医療費受給証を持っていた

【受給している保護者が亡くなられた場合】

手続き ひとり親家庭医療費助成の資格喪失届

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭医療費助成を受給していた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。	速やかに 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
□ ひとり親家庭医療費受給者証	こども家庭課 子育て支援係 ☎ 0244-24-5215

【児童が亡くなられた場合】

手続き ひとり親家庭医療費助成の資格喪失・受給資格変更の手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭医療費助成の対象児童が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。ただし、故人のほかにひとり親家庭医療費助成の対象児童がいる場合は、受給資格変更届の提出となります。	速やかに 手続き可能な人 ひとり親家庭医療受給者
必要なもの	問い合わせ先
□ ひとり親家庭医療費受給者証	こども家庭課 子育て支援係 ☎ 0244-24-5215

MEMO

◆児童扶養手当をこれから受給する

【両親のいずれかまたはひとり親の方が亡くなられた場合】

手続き 児童扶養手当の新規申請の手続き

手続き詳細

配偶者が亡くなれたことによりひとり親家庭等になる、または児童扶養手当を受給していた方が亡くなられ、かつ養育している児童が満18歳の年度末まで（障がい児は20歳未満）の場合、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、遺族年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。

また、申請する方が児童の父母ではない場合、申請要件や必要書類が変わりますので、事前にお問い合わせください。

必要なもの

- 本人確認書類（申請者のもの）
- 戸籍謄本（申請者と対象児童のもの）
- 通帳またはキャッシュカードの写し（申請者のもの）
- 年金手帳（申請者のもの）
- 健康保険の内容が確認できるもの（申請者と対象児童のもの）
- 住民票（市外の方が同居している場合）
- 所得課税証明書（市外の方が同居している場合）
- 年金の金額が分かるもの（年金を受給している場合）

期 限

なし

手続き可能な人

今後児童を養育する方

問い合わせ先

こども家庭課

子育て支援係

☎ 0244-24-5215

◆ひとり親家庭医療費助成をこれから申請する

【両親のいずれかまたはひとり親の方が亡くなられた場合】

手続き ひとり親家庭医療費助成の新規申請の手続き

手続き詳細

配偶者が亡くなれたことによりひとり親家庭等になる、またはひとり親家庭医療費助成を受給していた方が亡くなられ、かつ養育している児童が満18歳の年度末までの場合、ひとり親家庭医療費助成を申請することができ、所得が一定未満の方について、診療の自己負担分を助成します。

必要なもの

- 戸籍謄本（申請者と対象児童のもの）
- 通帳またはキャッシュカードの写し（申請者のもの）
- 健康保険の内容が確認できるもの（申請者と対象児童のもの）
- 所得課税証明書（市外の方が同居している場合）

期 限

なし

手続き可能な人

今後児童を養育する方

問い合わせ先

こども家庭課 子育て支援係

☎ 0244-24-5215

5. 子どもに関する手続き

◆ 小・中学校の児童生徒の就学援助を受けたい

【世帯員が亡くなり生活が困窮する場合】

手続き 就学援助の申請

手続き詳細	期 限
世帯員が亡くなられたことにより、経済的な理由で就学が困難と認められる小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費等の就学上必要な経費を援助します。詳しくは、お問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	保護者
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください	在学している学校、または学校教育課学務係 ☎ 0244-24-5283

MEMO

6. 福祉(障がい)に関する手続き

◆ 身体障害者手帳を持っていた

手続き 身体障害者手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の身体障害者手帳について、返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0244-24-5241

◆ 療育手帳を持っていた

手続き 療育手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の療育手帳について、返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 療育手帳	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0244-24-5241

◆ 精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障害者保健福祉手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳について、返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0244-24-5241

6. 福祉(障がい)に関する手続き

◆ 特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当の受給資格者の死亡届

手続き詳細	期 限
特別障害者手当を受給されていた方が亡くなられたことに伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類(ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 印鑑(ご遺族のもの)	ご遺族 問い合わせ先 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0244-24-5241

◆ 障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当の受給資格者の死亡届

手続き詳細	期 限
障害児福祉手当を受給されていた方が亡くなられたことに伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類(ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 印鑑(ご遺族のもの)	ご遺族 問い合わせ先 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0244-24-5241

◆ 重度心身障がい者の医療費受給者証を持っていた

手続き 重度心身障がい者医療費受給資格証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障がい者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 重度心身障がい者医療費受給資格証 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類(ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 印鑑(ご遺族のもの)	ご遺族 問い合わせ先 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0244-24-5241

◆ 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	なし
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返還してください。	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0244-24-5241

◆ 経過的福祉手当を受給していた

手続き 経過的福祉手当の受給資格者の死亡届

手続き詳細	期 限
経過的福祉手当を受給されていた方が亡くなられたことに伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内 手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの）	社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0244-24-5241

◆ 障害者扶養共済制度に加入していた

手続き 障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなられた場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> 受取先金融機関の口座情報がわかる通帳等の写し <input type="checkbox"/> 福島県心身障害者扶養共済制度加入証書	ご遺族 問い合わせ先 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 0244-24-5241

7. 税金に関する手続き

◆普通自動車を持っていた

手続き 普通自動車の名義変更手続き(相続)

手続き詳細	期 限
普通自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人に名義を変更する必要があります。相続人に名義を変更する手続きや必要な持ち物は相続人の人数などによって異なるため、東北運輸局福島運輸支局にご相談することをお勧めします。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 被相続人の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 被相続人の戸籍の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 自動車検査証 <input type="checkbox"/> 車庫証明書 <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 <input type="checkbox"/> 代表相続人の印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 代表相続人の実印 <input type="checkbox"/> 普通自動車のナンバープレート	東北運輸局 福島運輸支局 ☎ 050-5540-2015

◆軽自動車を持っていた

手続き 軽自動車の名義変更手続き(相続)

手続き詳細	期 限
軽自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人に名義を変更する必要があります。相続人に名義を変更する手続きや必要な持ち物については、軽自動車検査協会にご相談することをお勧めします。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 被相続人の戸籍謄本または除籍謄本 <input type="checkbox"/> 自動車検査証 <input type="checkbox"/> 代表相続人の住民票または印鑑証明書 <input type="checkbox"/> 軽自動車のナンバープレート	軽自動車検査協会 福島事務所 ☎ 050-3816-1837 南相馬自家用自動車組合 ☎ 0244-23-2850

◆原付バイクを持っていた

手続き 原付バイクの廃車手続き

手続き詳細	期 限
原付バイクの所有者が亡くなられた場合には、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要となります。	名義変更は死亡した日から15日以内 廃車は死亡した日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類(ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 原付バイクのナンバープレート	相続人またはご遺族 問い合わせ先 市民課 窓口サービス係 ☎ 0244-24-5235 税務課 市民税係 ☎ 0244-24-5226

◆126cc～250ccのバイク（軽二輪）を持っていた

手続き 軽二輪の廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量126cc～250ccのバイク（軽二輪）の所有者が亡くなられた場合や、利用しなくなったなどの場合には、軽自動車届出済証を返納する手続きが必要となります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑(ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 軽自動車届出済証 <input type="checkbox"/> 軽二輪のナンバープレート	相続人またはご遺族 問い合わせ先 東北運輸局 福島運輸支局 ☎ 050-5540-2015

MEMO

7. 税金に関する手続き

◆ 250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた

手続き 小型二輪の廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量 250cc 超のバイク（小型二輪）の所有者が亡くなられた場合や、利用しなくなったなどの場合には、自動車検査証を返納する手続きが必要となります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 自動車検査証 <input type="checkbox"/> 小型二輪のナンバープレート	相続人またはご遺族
問い合わせ先	問い合わせ先
	東北運輸局 福島運輸支局 ☎ 050-5540-2015

◆ 農耕用車両等の小型特殊自動車を持っていた

手続き 農耕用車両等の小型特殊自動車の廃車手続き

手続き詳細	期 限
農耕用車両等の小型特殊自動車の所有者が亡くなされた場合には、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要となります。	名義変更は死亡した日から15日以内 廃車は死亡した日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車のナンバープレート	相続人またはご遺族
問い合わせ先	問い合わせ先
	市民課 窓口サービス係 ☎ 0244-24-5235 税務課 市民税係 ☎ 0244-24-5226

MEMO

◆ 市税が課されていた

手続き 相続人代表者届出書の提出

手続き詳細

亡くなられた方に市税が課税されている場合、納税通知書などの書類は、相続人の代表者に送付させていただことになります。

相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者届出書」に必要事項を記入し、ご提出ください。

なお、固定資産税については、相続登記が完了されるまでの間、納税義務者として固定資産税納税通知書等を受領するための届出となります。

期 限	問い合わせ先
死亡した日から概ね3ヶ月以内	税務課 市民税係 ☎ 0244-24-5226
手続き可能な人	資産税係 ☎ 0244-24-5227
相続人代表者となる方	収納係 ☎ 0244-24-5228
必要なもの	
なし ※ただし、固定資産税について、遺言書により法定相続人以外が代表者になる場合は遺言書の写しが必要	

8. ペットに関する手続き

◆ 犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細

市役所で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出が必要です。

期 限	問い合わせ先
飼い主が死亡して30日以内	環境政策課 環境保全係 ☎ 0244-24-5313
手続き可能な人	小高区市民総合サービス課 ☎ 0244-44-6713
新しい飼い主	鹿島区市民総合サービス課 ☎ 0244-46-2113
必要なもの	
なし	

9. 市営住宅に関する手続き

◆ 市営住宅に単身で入居しており、その方が亡くなられた

手続き 退去届の提出／敷金返還書類の提出

手続き詳細	期 限
退去届提出時に、部屋の生前入居者の私物の搬出、現状回復についてご説明します。	なし(なるべく早く)
入居時にお預りしていた敷金を相続人代表者の指定口座に振込みます。	手続き可能な人 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続代表者となる方の通帳の写し	建築住宅課 住宅係 ☎ 0244-24-5253

◆ 市営住宅の契約者がお亡くなりになり、引き続き家族が生活する場合

手続き 承継入居申請書の提出

手続き詳細	期 限
市営住宅の契約者を変更する手続きとなります。 再度連帯保証人を設定していただきます。	なし(なるべく早く) 手続き可能な人 成人している家族の方
必要なもの	問い合わせ先
なし	建築住宅課 住宅係 ☎ 0244-24-5253

MEMO

10. 上下水道に関する手続き

◆ 原町区・小高区で水道を使用していた

手続き 水道使用開始（異動）届／水道使用中止（廃止）届

手続き詳細	期 限
水道使用者がお亡くなりになり、当該水道の「 <u>使用者を変更</u> 」または「 <u>使用を中止（廃止）</u> 」する場合、以下の手順が必要となります。	なし（なるべく早く）
・水道使用者を変更する場合 水道使用開始（異動）届 ・水道の使用を中止（廃止）する場合 水道使用中止（廃止）届	手続き可能な人 ご遺族・関係者
必要なもの	問い合わせ先
なし	水道課 ☎ 0244-24-5271

◆ 鹿島区で水道を使用していた

手続き 使用開始中止変更届

手続き詳細	期 限
水道使用者がお亡くなりになり、当該水道の「 <u>使用者を変更</u> 」または「 <u>使用を中止</u> 」する場合、使用開始中止変更のお手続きが必要となります。	なし（なるべく早く）
	手続き可能な人 ご遺族・関係者
必要なもの	問い合わせ先
なし	相馬地方広域水道企業団 ☎ 0244-35-6700

◆ 净化槽の使用者を変更したい

手続き 净化槽管理者の変更手続き

手続き詳細	期 限
浄化槽管理者がお亡くなりになり、当該浄化槽の管理者を変更する場合、浄化槽管理者変更の手続きが必要となります。	変更等が発生した日から30日以内
	手続き可能な人 家族など
必要なもの	問い合わせ先
なし	下水道課 整備係 ☎ 0244-24-5273

10. 上下水道に関する手続き

◆ 浄化槽の使用を休止したい

手続き 浄化槽の使用休止の手続き

手続き詳細	期 限
浄化槽管理者がお亡くなりになり、当該浄化槽の使用を休止する場合、浄化槽使用休止の手続きが必要となります。(家屋等が現存し、浄化槽の使用を休止する場合)	使用を休止した日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人 家族など
なし	問い合わせ先 下水道課 整備係 ☎ 0244-24-5273

◆ 浄化槽の使用を廃止したい

手続き 浄化槽の使用廃止の手続き

手続き詳細	期 限
浄化槽管理者がお亡くなりになり、当該浄化槽を廃止する場合、浄化槽使用廃止の手続きが必要となります。(家屋等を解体し、浄化槽を撤去する場合)	使用を廃止した日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人 家族など
<input type="checkbox"/> 清掃記録票(汲取り費用の領収書等)	問い合わせ先 下水道課 整備係 ☎ 0244-24-5273

◆ 下水道区域で井戸水を使用していた

手続き 世帯人数変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、下水道の接続区域で井戸水(自家水)を使用している世帯の場合、世帯人数の変更手続きが必要となります。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人 家族など
<input type="checkbox"/> 印鑑(申出者のもの)	問い合わせ先 下水道課 業務係 ☎ 0244-24-5273

◆ 下水道事業受益者負担金 または農業集落排水事業受益者分担金を納付中であった

手続き 受益者変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、下水道事業受益者負担金または農業集落排水事業受益者分担金を納付中の受益者だった場合、受益者変更の手続きが必要となります。	受益者の変更があった日から10日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑（新受益者のもの） ※新受益者と土地所有者が異なる場合には、土地所有者の署名と捺印も必要となります。	家族など 下水道課 業務係 ☎ 0244-24-5273

MEMO

11. 森林の土地の所有権に関する手続き

◆ 森林を所有していた

手続き 森林の土地の所有者届出制度

手続き詳細	期 限
森林の土地を新たに取得した場合は、面積に関わらず届出をしなければなりません。（森林法第10条の7の2第1項）	土地の所有者となった日から90日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者届出書 <input type="checkbox"/> 土地の位置を示す図面 <input type="checkbox"/> 土地の登記事項証明書、土地売買契約書、相続分割協議書など権利を取得したことがわかる書類の写し	相続人 問い合わせ先 農林整備課 林業係 ☎ 0244-24-5378

12. 農業者年金に関する手続き

◆ 農業者年金に加入または受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなられた場合、「農業者年金死亡関係届出書」を農業者年金基金に提出する必要があります。(年金受給者の住所地にあるJAが窓口となります)	死亡から5年以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書	ご遺族
<input type="checkbox"/> 加入者の死亡日を確認することができる書類(戸籍謄本等)	問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎ 0244-24-5287

MEMO

13. 土地に関する手続き

◆ 農地を所有していた

手続き 農地法第3条の3の規定による届出

手続き詳細	期 限
農地を相続した場合、農業委員会に対して相続した農地の所在などの届出が必要となります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 農地の権利を取得した状況がわかるもの(登記完了証、全部事項証明書など)	相続人 問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎ 0244-24-5287

14. 交通に関する手続き

◆ 定額タクシー「みなタク」の登録をしていた

手続き 定額タクシー「みなタク」利用者カードの返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、定額タクシー「みなタク」に登録していた場合、利用者カードを返還していただく必要があります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の定額タクシー「みなタク」利用者カード	ご家族など
	問い合わせ先
	生活環境課 市民生活係 ☎ 0244-24-6565

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主要な手続き

相続について

ここでの健康相談等

広告掲載事業者

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出		故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却	速やかに	健康保険被保険者証や資格確認書など、その他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	全国健康保険協会及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 お近くの年金事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	税務署に提出します。 相馬税務署 ☎ 0244-36-3111
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3月 15 日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明書を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書など

▼提出先(受取先)

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

●埋火葬及び改葬の許可 ●

市民課 窓口サービス係

☎ 0244-24-5235

小高区市民総合サービス課

☎ 0244-44-6713

鹿島区市民総合サービス課

☎ 0244-46-2113

●原町区の市営墓地の埋改葬手続 ●

環境政策課 環境保全係

☎ 0244-24-5313

●鹿島区の市営墓地の埋改葬手続 ●

鹿島区市民総合サービス課

☎ 0244-46-2113

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主要な手続き

相続について

ここでの健康相談等

広告掲載事業者

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	南相馬警察署 ☎ 0244-22-2191
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する 健康福祉センター（保健 所）へお問い合わせくだ さい。	相双保健福祉事務所 (保健所) ☎ 0244-26-1323
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 相馬税務署 ☎ 0244-36-3111
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	福島地方法務局相馬支局 ☎ 0244-36-3413

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>		各契約会社
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

..... MEMO

銀行口座凍結時の解除の方法

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主要な手続き

相続について

ここでの健康相談等

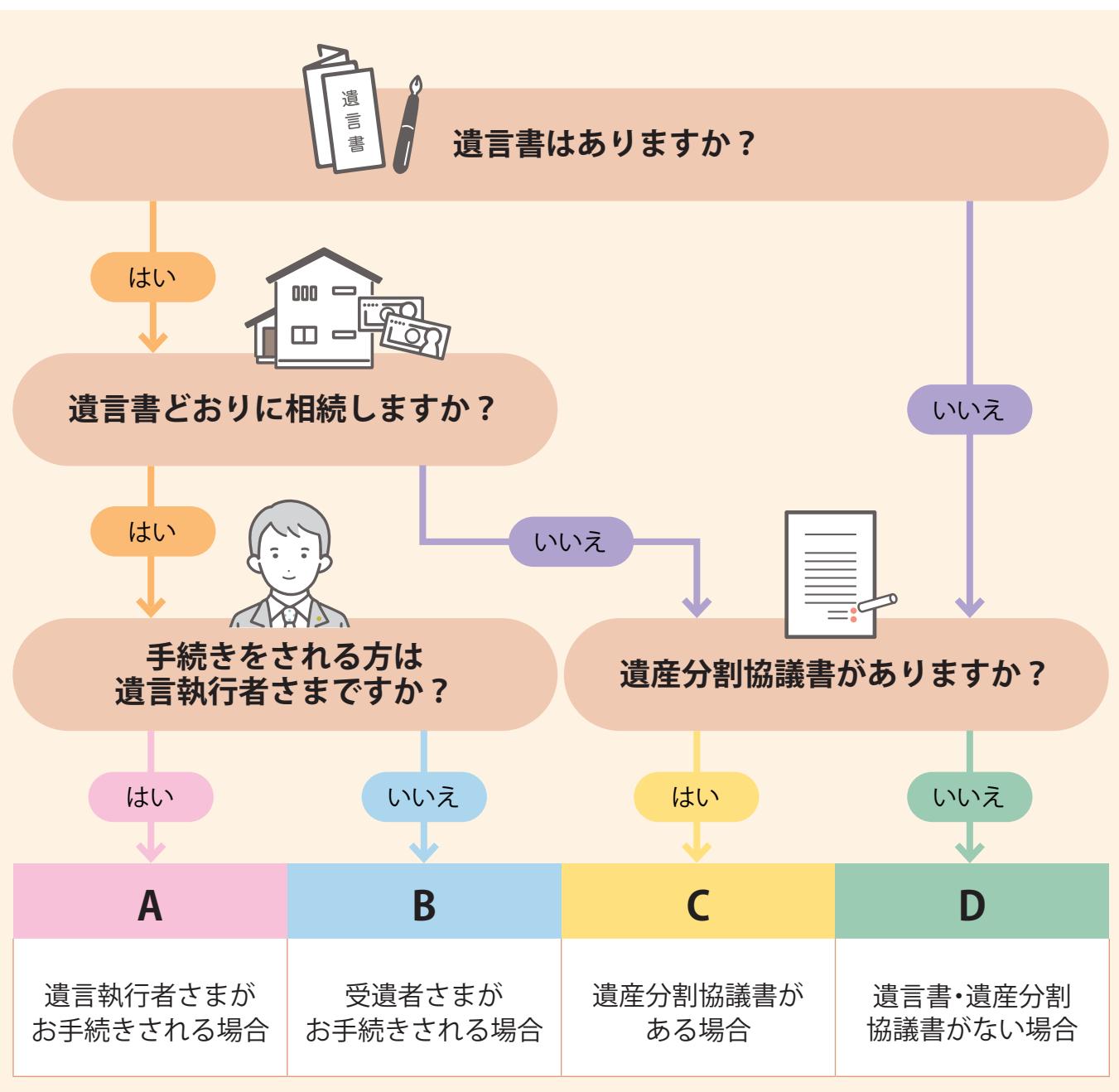
広告掲載事業者

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

ここでの健康相談等

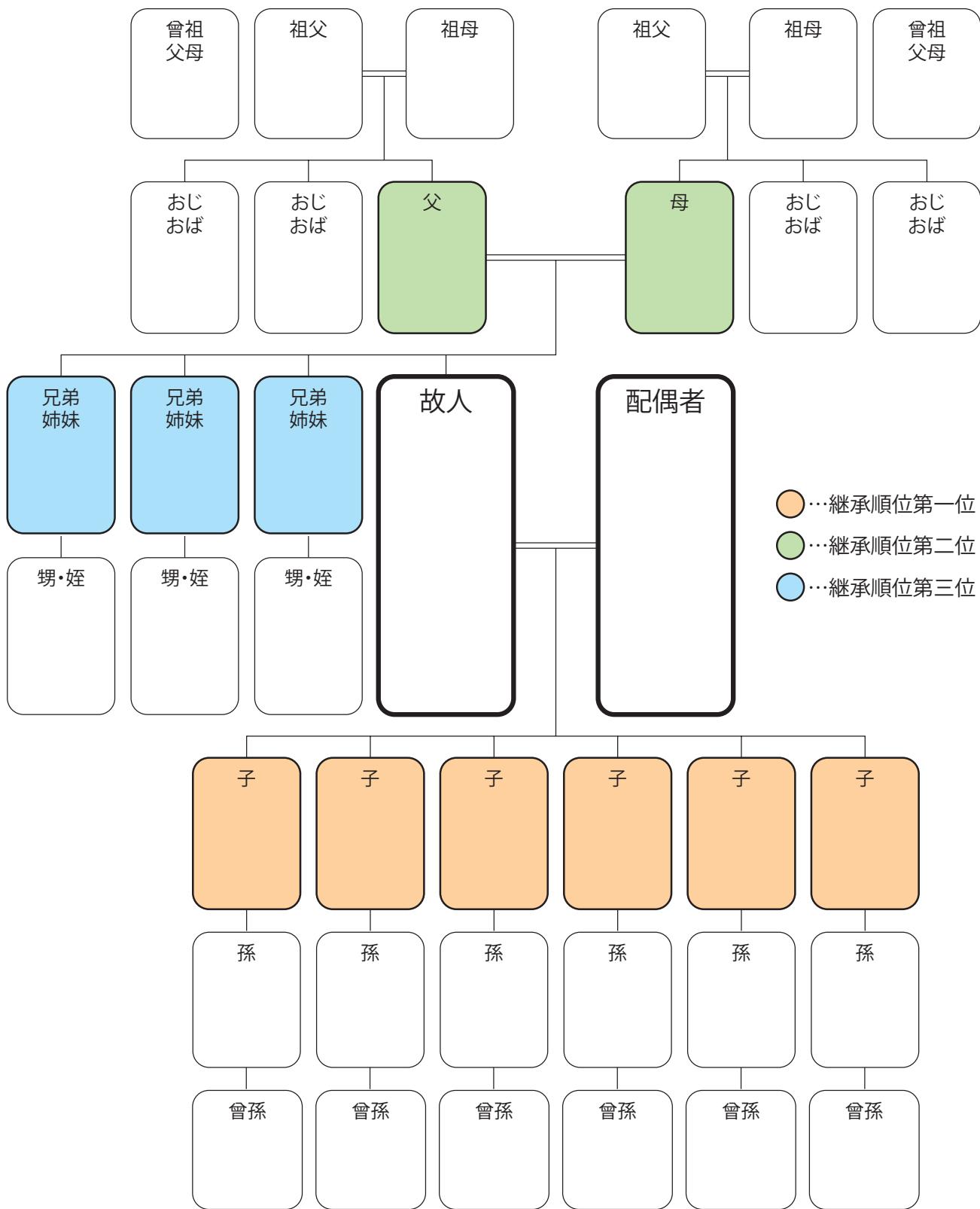
広告掲載事業者

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/> 遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者にお問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

令和6年
4月1日から

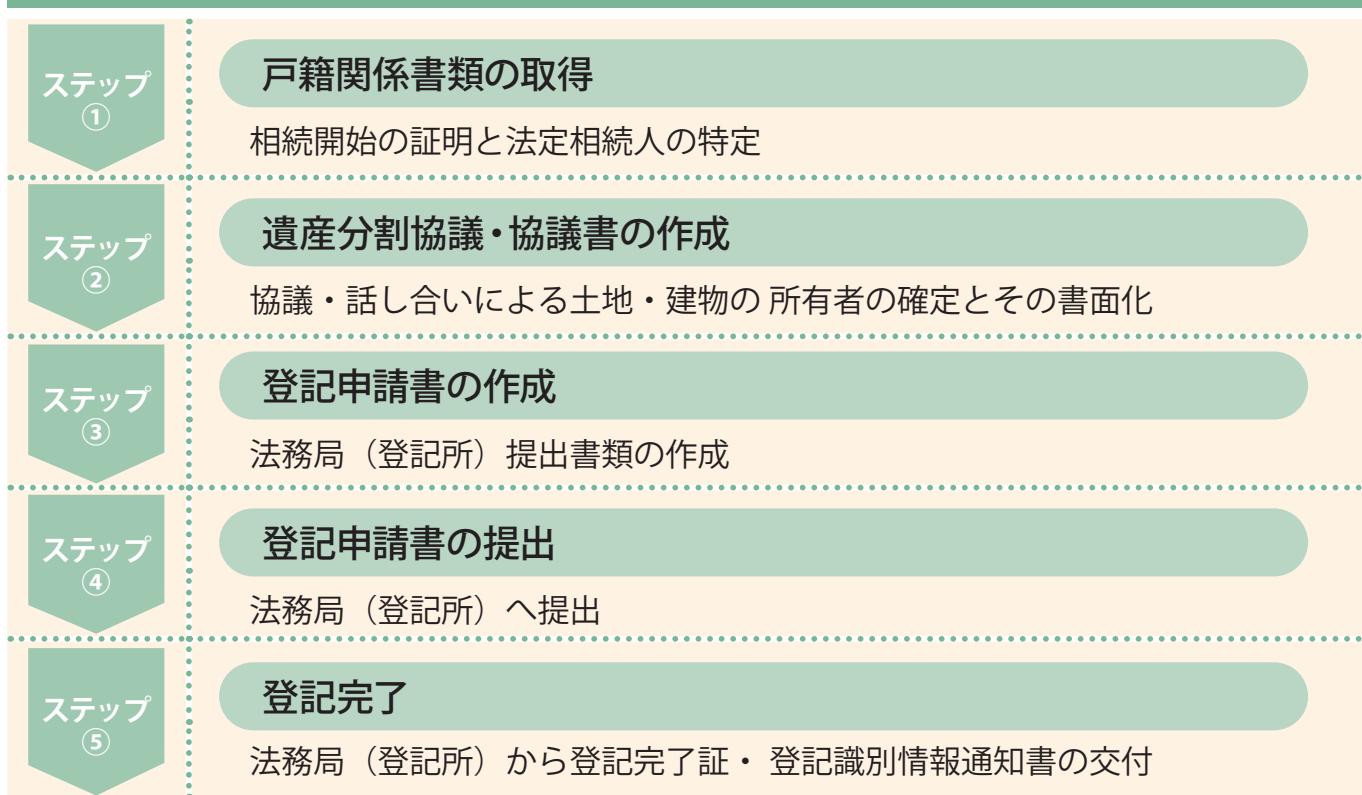
不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**
しなければなりません。正当な理由がなく**義務に**
反した場合、10万円以下の過料の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、
次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。



- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- お問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願ひいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

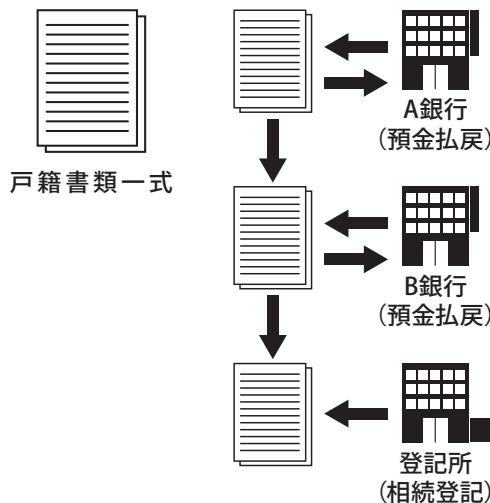
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

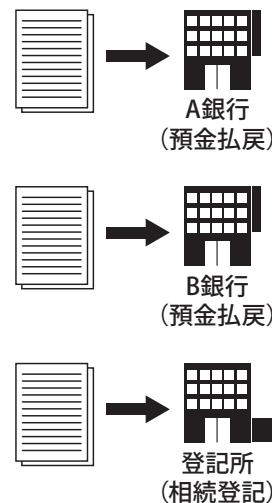
法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合

法定相続情報
一覧図の写し
※無料で必要な通数
を交付



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

- 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 法定相続情報一覧図を作成します。
- 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



②確認・交付（登記所）

- 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

検索

大切な人を亡くされた方へのこころの健康相談等のご案内

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主要な手続き

相続について

こころの健康相談等

広告掲載事業者

こころが苦しい、体調がすぐれない そんなことはありませんか。

大切な人を突然失ったとき、こころの準備ができていない場合が多く、非常に強いストレスを感じやすくなります。ストレスが続くと、様々なからだの不調が出てくるほか、風邪や病気にもかかりやすくなります。

心身の不調の多くは《正常な反応》であり、症状が続いているからといって必ずしも治療が必要というわけではありません。

眠れない状態が続いて生活に支障をきたしている場合、医療機関に相談してみましょう。もし不安であれば、親しい人に医療機関へ一緒に行ってもらうよう声をかけたり、お近くの保健（福祉）センターへご相談ください。

こんなことはありませんか

- | | | | |
|-----------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 眠れない | <input type="checkbox"/> 食欲がない | <input type="checkbox"/> 気持ちの落ち込み | <input type="checkbox"/> 活動性が鈍る |
| <input type="checkbox"/> なにも楽しめない | <input type="checkbox"/> 自分を責める | <input type="checkbox"/> 集中できない | <input type="checkbox"/> 気力がない |
| <input type="checkbox"/> 死にたくなる | | | |

2週間から1か月をこえて上記の症状が続いている場合や、追い詰められた気持ちや死にたい気持ちが続いている場合は、精神科や心療内科などに相談されることをおすすめいたします。

また、随時保健師等による相談も行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

こころの健康相談会

眠れない、気持ちが落ち込む、深酒をするようになった、家族の様子がいつもと違うなど、こころの不安や悩みの相談に応じます。ご自身のことやご家族のことなど、気軽にご相談ください。

相談時間：1時間程度、精神科医師・臨床心理士による予約制の個別相談

相談場所：各保健（福祉）センター

※事前に健康づくり課へご予約ください。

予約の際に時間及び場所をお知らせいたします。



こころの健康相談会
ホームページ

相談窓口

南相馬市健康づくり課では、訪問や電話等による相談を行っています。

その他の相談先については、ホームページをご確認ください。



こころの相談機関・
相談窓口一覧

**【問い合わせ】 南相馬市健康づくり課 南相馬市原町区小川町 322-1 (原町保健センター)
☎ 0244-23-3680**

株式会社双葉不動産 南相馬支店



相続不動産でお困りの方は、まずはご気軽にご相談ください。

地元不動産会社だから
こその強みで細かな
フォローをお約束します。

株式会社双葉不動産 南相馬支店

〒975-0004 福島県南相馬市原町区旭町2丁目2-2

TEL 0244-26-5175

営業時間：10:00～18:00 定休日：水曜日

FAX: 0244-26-5177

URL: <https://futaba-estate.com/>

E-mail: minamisoma@futaba-estate.com

宅地建物取引業 福島県知事(6)第2015号



相続税申告は 佐藤一税理士事務所にお任せください

○相続税の申告が必要な人

被相続人が死亡した時点で所有していた財産「土地・家屋・預貯金・生命保険（一部非課税有）等金銭に見積もることができる財産」から「相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用」を差し引いた金額の合計額が、次の「遺産にかかる基礎控除額」を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

「遺産にかかる基礎控除額」=3,000万円+(600万円×法定相続人数)

（例）相続人1人：3,600万円 相続人2人：4,200万円 相続人3人：4,800万円

ご相談は初回無料です。お気軽にお問い合わせください。

当事務所では、お客様のニーズに合った
サービスが提供できるよう、日々精進しております。



↙HPはこちらから／



佐藤一税理士事務所

税理士：佐藤一

〒976-0016 福島県相馬市沖ノ内三丁目5番7

TEL/FAX 0244-26-7830 平日9:00～17:00

TKC全国会所属 東北税理士会 相馬支部

相続についての 全般のご相談は 私たちにお任せください



相続登記ってどうすればいいの？

相続財産はどう調べればいいの？

相続のお金がとても心配



遺言書はどうすればいい？

突然訪れる様々なお悩みに
お客様の立場になって、全力でご対応いたします

地元で
10年以上
の実績

他土業
との
スムーズな
連携

ワン
ストップ
サービス

初回面談
無料

＼ お気軽にお電話ください ／



ますだ法務総合事務所



0244-26-6252

受付時間：9:00～18:00 定休日：土日祝

※事前相談あれば対応可

南相馬市原町区本町一丁目31番地 四葉ビル1F-C



CFP認定者、行政書士

増田 政彦

(一社)全国相続協会会員
福島県行政書士会会員



遺品整理・生前整理・特殊清掃

遺品整理士の資格を取得している
スタッフがお伺いします



故人様やご遺族様の想いに寄り添って、
遺品整理いたします。

△こんな時にはお気軽にご相談ください△

大切な人の思い出を
ゴミとして捨てられ
たくない

遺品整理

自分が亡くなった
あと、家族に迷惑を
かけたくない

生前整理

汚染物撤去や除菌・
消臭など自分だけ
ではできないもの

特殊清掃

特許技術
使用

どこから
片づけていいのか
わからない

ゴミ屋敷の清掃

そのまま
処分するのは
もったいない

遺品のお買取り

最近、身体が
思うように
動かない

お片付け

Before



After



見積もり・ご相談
無料

ひとものがたり

運営元：有限会社いろいろアミューズメントサービス
福島市飯坂町平野字小三郎内 4-7

0120-295-100

受付時間
9:00～18:00

LINE公式
@269iqhnl



担当者直通
090-9633-6584(阿部)

福島 ひとものがたり

検索



※一般廃棄物の収集運搬は、許可事業者と提携して行っております。福島県公安委員会 第251020000446号 遺品整理士:第IS11127号 / 特殊清掃完全消臭士:PDO-010



相続の不安、私たちが支えます。

私たち「みちのくの風法律事務所」は地域密着の弁護士事務所として、税理士事務所との連携でワンストップサービスでサポートしております。女性弁護士も在籍し、きめ細やかな対応でご家族の想いに寄り添います。初めての相続手続きでも、安心してご相談ください。

冊子ご持参で、相続に関する法律相談が1時間無料になります!

あなたのお悩み、私たちにお任せください。

手続きが複雑で何から始めればいいのかわからない

相続税や費用がどれくらいになるのか心配

家族みんなが納得できるようにしたい

相続についての業務内容

- 相続についての全般のご相談
- 遺産分割協議
- 遺言書作成 ●遺言執行
- 相続財産の調査・確定
- 預貯金口座の解約・引出
- 相続登記手続 ●事業承継
- 調停・訴訟対応
(寄与分・特別受益の主張、使途不明金の回収)

所属弁護士

弁護士法人 みちのくの風法律事務所
福島県弁護士会所属

代表弁護士 平間 浩一

出身地である南相馬市に前身の平間総合法律事務所を開業。弁護士としての経験は15年になります。現在は税理士登録もし、税理士法人みちのくの風の社員としても活躍中。両法人の緊密な連携により、お客様により良いサービスを提供できるよう日々尽力しております。

弁護士 唐牛 歩

(かろうじ)

弁護士 佐藤 智之

(さとう ともゆき)

弁護士 後反 拓也

(ごたん)

弁護士 乗松 宏紀

(のりまつ)



【完全予約制】お気軽にお問い合わせください

弁護士法人 みちのくの風法律事務所

【営業時間】平日9:00～17:00

南相馬本店

〒975-0033 福島県南相馬市原町区高見町2-103

0244-24-6906

相馬Nプランチ

〒976-0042 福島県相馬市中村字桜ヶ丘56-1-203

0244-26-6848

HPは
こちらから



<https://www.michinokulaw.net/>
みちのくの風法律事務所 検索

『こんなお悩みありませんか?』

戒名だけ
つけて欲しい

檀家にはいっていないが
ちゃんとお坊さんに
お経をあげて欲しい

近くに
お寺がない

法事をすべき立場になったが
どうしていいか分からず

葬儀や法要の際のお布施
お車代などのお金のことが不安

寺院のお坊さん 僧侶を紹介、 派遣いたします！

主要八種宗派対応

いいお坊さん

法事・法要の
お手配総額

4.5 万円~ 決まった金額だから安心！



0120-948-833

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

<https://lp.e-sogi.com/tehai/>

いいお坊さん



二次元バーコードからアクセス



運営:株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階
 「いいお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)が
 行っています。



広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

ここでの健康相談等

広告掲載事業者

発 行 南相馬市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2026年2月

